

7 被ばく線量低減設備改修等補助金

眼の水晶体が受ける被ばく線量が高い労働者を雇用する事業主に対して、当該被ばく線量を低減するための器具を購入して実施する設備改修等に要する経費の一部に対する補助金を交付することで、労働者の被ばく線量の低減対策を促進することを目的としています。

対象となる措置

本補助金は、下記の放射線障害防護用器具を購入して、設備改修等を実施した場合に受給することができます。

- ・ 放射線防護用固定式バリア（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成 16 年厚生労働省告示第 298 号）別表第 3 第 78 号）
- ・ 放射線防護用移動式バリア（同告示別表第 3 第 80 号）
- ・ 放射線防護用カーテン（同告示別表第 3 第 81 号）
- ・ 放射線防護用術者向け眼鏡（同告示別表第 3 第 73 号）

対象となる事業主

本助成金を受給する事業主は、次の要件のすべてを満たしていることが必要です。

- 1 労災保険料を納付している病院又は診療所の事業主であること。
- 2 雇用保険、労災保険、社会保険等に参加している事業主であること。

注意 次に掲げる事項を全て満たしている必要があります。

- 1 過去 1 年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令（※）違反により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い、「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りではない。
※ 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法
- 2 過去 1 年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。
- 3 事業主が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に定める暴力団をいう。以下同じ。）ではなく、事業主の役員等が暴力団員（同法第 2 条第 6 号に定める暴力団員をいう。以下同じ。）ではなく、事業主の役員等が暴力団又は暴力団員を利用する、資金等を供給する、便宜を供与する等関与したり、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有したりしていないこと。

助成額

上記の放射線障害防護用器具の購入に要する経費の 2 分の 1 と 100 万円とを比較して少な

い方の額を上限とします。

ただし、各事業主からの申請額の総額が、補助金の予定額を超えた場合は、眼の水晶体に受ける等価線量が1年間につき20ミリシーベルトを超えるおそれのある労働者の被ばく低減の観点から、器具の種類や購入数の適切さ等に係る審査を行った後、加点基準に基づく加点の配分を行った上で各事業主に交付する額を決定します。

なお、加点基準は次の通りです。

- ①「電離健診対象事業場に対する自主点検等事業」において自主点検票を提出した者
- ②「放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステム導入支援事業」に参加し、放射線被ばくマネジメントを実施している者
- ③平成29年度から平成31年度において、放射線業務を伴う管理区域内における診療の実績が多い者
- ④上記③の診療に従事する医師数が少ない者
- ⑤上記③の診療に関係する学会が認定する指導医を有する者
- ⑥新規導入に係る申請を行った者

受給手続

本助成金の受給手続の流れは次のとおりです。

- ①申請者は募集期間内に、郵送等により申請
- ②申請者の提出書類を審査
(注意) 本補助金は、申請状況に応じて、上記の審査や加点の配分を行った上で交付額が算定されます。なお、審査基準等は公表されます。
- ③申請者への交付決定通知(不交付決定)
- ④申請者は放射線障害防護用器具を購入
(注意) 所定の期日内に、申請対象器具の購入を行う必要があります。
交付決定前にすでに購入してしまった場合は、補助金は交付されません。
- ⑤申請者は実績報告書類・添付書類を提出
- ⑥申請者への交付額確定通知
- ⑦申請者への間接補助金の交付

利用にあたっての注意点

詳細については、厚生労働省ホームページをご参照ください。